

昭和四十九年総理府令第四十三号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（抜粋）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第十四条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第八条の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る算定方法（省略）

第二条 第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る値（省略）

第三条 特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定（省略）

第四条 関連市町村の合併があつた場合の特例（省略）

（損失補償の申請）

第五条 法第十四条第一項の規定により損失補償の申請をしようとする者は、補償されるべき損失の内容を説明する参考資料を添付して、損失補償申請書を提出しなければならない。

2 前項の損失補償申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

（異議の申出）

第六条 法第十五条第一項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議申出書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の異議申出書の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

附則（省略）

(別記)
様式第一号 (第五条関係)

損失補償申請書

年 月 日

申請者の住所

氏名
(名称)

防衛大臣 殿

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第十四条第一項の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。

記

一 事業の種類		
	二 損失の原因となつた 自衛隊の行為	
三 損失を受けた区域及び期間	区域	期 年 年 月 月 日から 日 日まで
	四 事業経営阻害の状態	
五 損失を受けた期間に 相当する期間における 平年の事業経営上の所 得額		
六 損失を受けた期間中 の事業経営上の所得額		
七 補償を受けようとする 額		
八 その他参考となる事 項		

備考

一 「損失を受けた期間に相当する期間における平年の事業経営上の所得額は、損失を受けた日の属する年の前三年以上の事業経営上の区域における平均収獲数量等を基準とし、損失を受けた時の価格により算出するものとす。

二 「所得額」とは、粗収入額から経営費を差し引いた額とする。

三 「所得額」を証明する粗収入額から経営費を差し引いた額を証明し、又は説明するため必要な参考資料を添付すること。

様式第二号（第六条関係）

異議申出書

年 月 日

異議申出人の住所

氏名

（名称）

防衛大臣 殿

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十五条第一項の規定により左記のとおり異議の申出をいたします。

記

一 事業の種類	二 損失を受けた区域及び期間	三 自己の見積もった損失補償額及びその内訳	四 異議の申出の要旨	五 その他参考となる事項	区域	期
						年 月 日から 年 月 日まで

備考

異議の申出について参考となる資料がある場合は、これを添付すること。